

データプレミアム格付け認証・登録 実施要領

一般財団法人 格付けジャパン研究機構

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| 1. | 本実施要領の趣旨 | 4 |
| 2. | 体制 | 4 |
| 3. | 格付け認証・登録の基準 | 5 |
| 3-1. | 申請者 | 5 |
| 3-2. | 申請商品等に係る認証・登録基準 | 5 |
| 4. | 審査の手続き | 5 |
| 4-1. | 合意書の締結と審査の流れ | 5 |
| 4-2. | 面接又は現地調査の実施 | 6 |
| 4-3. | 申請に必要な書類等 | 7 |
| 4-4. | 事務局確認、申請者の要件確認及び審査における留意点 | 7 |
| 4-5. | 面接及び現地調査の実施における留意点 | 7 |
| 5. | 登録手続き | 8 |
| 5-1. | 申請者への通知 | 8 |
| 5-2. | 登録手続きのための資料一式の送付 | 8 |
| 5-3. | 登録料の振込 | 8 |
| 5-4. | 登録日の認定、登録番号の付与及び登録証の発行 | 8 |
| 6. | 不適合の場合の通知 | 8 |
| 7. | 認証・登録者の公表 | 9 |
| 8. | 認証の有効期間 | 9 |
| 9. | 認証・登録の取消し | 9 |
| 10. | 認証・登録証及び認証マークの使用について | 9 |
| 11. | 非保証・免責事項 | 10 |
| 12. | 賠償責任等 | 10 |
| 12-1. | 賠償責任 | 10 |
| 12-2. | 知的財産権等に関する責任 | 10 |
| 12-3. | 商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合の責任 | 10 |
| 12-4. | 認証マークの使用等について | 10 |
| 12-5. | 法的措置について | 11 |
| 13. | 申請及び認証・登録の取り下げについて | 11 |
| 14. | 認証・登録の更新 | 11 |

| | | |
|--------|------------------|-----|
| 1 5. | 異議及び苦情等について | 1 1 |
| 1 6. | 機密の保持等について | 1 2 |
| 1 7. | 審査料及び認証・登録料等について | 1 2 |
| 1 7-1. | 審査料及び認証・登録料 | 1 2 |
| 1 7-2. | 更新審査料及び認証・登録料 | 1 2 |
| 1 7-3. | 審査料等の返却 | 1 2 |
| 1 7-4. | 複数枚の登録証の希望等 | 1 2 |
| 1 8. | 調査協力義務について | 1 2 |
| 1 9. | 本実施要領の改廃について | 1 3 |

(様式1) データプレミアム格付け認証 申請書

1. 本実施要領の趣旨

平成31年4月、一般財団法人 格付けジャパン研究機構（以下、「当財団」という。）は、エビデンスのある本当に素晴らしい商品及びサービス（以下、「商品等」という。）を発掘し、その提供を受ける顧客の真のニーズに沿った情報を提供していくとともに、当該商品等を提供する企業・団体のレジリエンス（体質の強靱化）に資することを目的として設立されました。

当財団は、その目的を果たすため、「データプレミアム格付け認証制度」（以下適宜、「本制度」ともいう。）を実施します。

本制度では、科学的エビデンスに基づき、当財団が定めた基準に適合する商品等を格付けして認証（以下、「格付け認証」という。）し、登録（以下、「格付け登録」という。）して、本制度に基づく認証・登録（以下、「格付け認証・登録」という。）を行います。また、本制度では、「データプレミアム格付け認証・登録マーク」（以下、「認証マーク」という。）の使用の許可を行います。

本制度では、科学的エビデンスに基づく格付け認証・登録により、商品等についてエビデンスのある具体的な素晴らしさを、日本のみならず、広く世界の顧客に知っていただきます。

データプレミアム格付け認証・登録 実施要領（以下、「本実施要領」という。）は、本制度の手続き等について定めるものです。

2. 体制

当財団は、各認証を行うことで本制度を実施するに当たり、別途定めるデータプレミアム格付け認証制度に関する組織規程に基づき、以下のデータプレミアム格付け認証制度運営委員会（以下、「制度運営委員会」という。）、データプレミアム格付け認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）及びデータプレミアム格付け認証事務局（以下、「格付け認証事務局」という。）を設置します。

制度運営委員会は、本制度の運営についてチェックを行い、また、本制度要綱の改廃に係る案の策定と当財団の理事会（以下、「理事会」という。）への提案及び本制度に係る本実施要領以外の規程類と書類等の改廃を行います。

尚、制度運営委員会の構成と役割の詳細については、別途規程（データプレミアム格付け認証制度に関する組織規程）を設けます。

本制度では、各認証を受けようと格付け認証・登録の申請（以下、「申請」という。）をする者（以下、「申請者」という。）が、申請により格付け認証・登録を受けようとする商品等（以下、「申請商品等」という。）に関し、当財団に申請を行います。

審査委員会は、申請者が、申請商品等について行った当該個別の申請に関し、格付け認証・登録のための審査（以下、単に「審査」という。）を行い、格付け認証・登録の可否を判断します。

尚、審査委員会の構成と役割の詳細については、別途規程（データプレミアム格付け認証制度に関する組織規程）を設けます。

また、審査委員会は、前記審査に係る実務について、決定により、外部機関に委託することができます。

格付け認証事務局は、財団業務全般に係る事務等を遂行して、本制度の運営事務を総括します。

尚、格付け認証事務局の運営事務の詳細については、別途規程（データプレミアム格付け認証制度に関する組織規程）を設けます。

3. 格付け認証・登録の基準

3-1. 申請者

本制度において、申請者は以下の「申請者の要件」を満たさなければなりません。

- ①申請者が、活動実態のある企業・団体であること。
- ②申請者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、反社会的勢力共生者、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当することなく、且つ、将来に渡っても反社会的勢力に該当しないことを保証すること。

3-2. 申請商品等に係る認証・登録基準

本制度の申請商品等に係る認証・登録基準は、次のとおりです。

- ①申請商品等が、価値ある商品等として当財団に認められること。
- ②申請商品等が、当該商品等の提供を受ける顧客のメリット（以下、「ユーザーメリット」という。）及び当該商品等が提供されることで社会に与えるメリット（以下、「社会メリット」という。）の少なくとも一方において、同カテゴリーの他の商品等と比べた優位性（以下、「比較優位性」）を有するか、又は、当財団の定める格付けの基準（以下、「格付基準」という。）を超えることによって当財団の定義する優位性（以下、「絶対優位性」という。）を示すこと。
- ③前記申請商品の有する比較優位性又は絶対優位性が、財団の認める第三者機関によって、データ（科学的数値）によって証明されること。

4. 審査の手続き

4-1. 合意書の締結と審査の流れ

4-1-1. 概要

本制度において、申請者は、別添に定める様式に基づき当財団に対して申請を行っていただきます。次いで、本制度に基づく認証・登録業務に関して当財団との間で合意書の締結を行った後、当財団が設置する審査委員会の審査を受けることにより、第3条に規定の「格付け認証・登録の基準」が満たされていることを示していただきます。

申請及び審査は、本実施要領の以下の規程及び添付されたデータプレミアム格付け認証・登録 実施要領 別表1（以下、「別表1」という。）にまとめられた審査の流れにしたがって進められます。

4-1-2. 申請、合意書の締結及び審査料の納付

申請者は、データプレミアム格付け認証 申請書による申請の後、当財団との間で格付け認証に関する認証・登録合意書（以下、単に「合意書」ということがある。）を取り交わし、本制度に基づく認証・登録業務に関して当財団との間で合意書の締結を行っていただきます。合意書の締結では、格付け認証事務局より送付される正副2通の合意書の各々について、合意内容確認後、署名、押印して、1通を格付け認証事務局宛にご返送いただきます。

併せて、申請者には、第17条に規定の審査に係る審査料を、本条第4-3項にしたがって当財団からの請求に基づき納付していただきます。

申請者は、この合意書の締結及び審査料支払いの後、当該申請に必要なとなる他の書類や科学的エビデンスに係る文書やデータ等を格付け認証事務局宛に提出していただきます。

4-1-3. 審査

次いで、申請者は、審査に進んでいただきます。審査は、以下の事務局確認及び認証審査からなります。

①事務局確認

審査に当たり、申請者は先ず、当該申請に必要な書類（以下、「申請書類」という。）や審査の対象となる科学的エビデンスに相当する文書やデータ（以下、「申請書類等」という。）が揃っているかどうかを格付け認証事務局が確認する事務局確認（書面での確認）に進んでいただきます。

②認証審査

次いで、申請者は、審査委員会によって、第3条に規定の格付け認証・登録の基準への適合が申請書類等による書面で審査される認証審査に進んでいただきます。

この認証審査では先ず、申請者が第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たすか否かについて、審査委員会により検討し確認される申請者の要件確認（書面審査）が行われません。

次いで、申請商品等が第3条第3-2項各号に規定の申請商品等に係る認証・登録基準に適合するか否かについて、審査委員会により審査（書面審査）が行われます。

以上にしたが、第3条に規定の格付け認証・登録の基準への適合が確認されることによって、申請者は認証・登録へと進んでいただきます。

4-2. 面接又は現地調査の実施

認証審査の結果、審査委員会により、面接が必要であると判断された場合、原則登録確認の前に1回、第4条第4-5項に規定する面接を行います。

また、認証審査の結果、審査委員会により、現地調査が必要であると判断された場合、原則登録確認の前に1回、第4条第4-5項に規定する現地調査を行います。

4-3. 申請に必要な書類等

審査に当たり、申請者は、申請書類として以下の格付け認証申請に必要な書類を、当財団の格付け認証事務局宛に、電子メール及び郵送（簡易書留）にて送付いただきます。尚、当該申請に必要な書類のうち、電子ファイルにすることが適当又は容易でないものについては、郵送のみとします。

審査に当たっては本条第4-1項に規定の審査料が必要となります。当該審査料の額については、第18条第18-1項の規定にしたがい、別途規程（補足その1）を設けることとします。格付け認証事務局より、当該規程による審査料に係る請求書を発行しますので、指定先に振り込んでいただきます。

データプレミアム格付け認証申請に必要な書類一覧

- ①（様式1）データプレミアム格付け認証 申請書（押印の上、スキャンしてPDFとしたもの）
- ②その他の審査に必要となる添付書類（サイズはA4とし、A3の場合は折り込みのもの）
- ③データプレミアム格付け認証に関する認証・登録合意書

4-4. 事務局確認、申請者の要件確認（書面確認）及び審査（書面審査）における留意点

審査に当たり、格付け認証事務局より規定の書類の有無を確認し、内容の不足等について問い合わせをしたり、提出された書類の内容について質問を行ったりすることがあります。また、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。

また、以下の場合、格付け認証事務局の判断により申請を受け付けないこと、又は申請受付の後この受理を取り消すことがあります。

- ①申請商品等が、特殊性が高いという理由で審査がきわめて困難な商品であると認められる場合。
- ②申請商品等が、公序良俗に反する商品であると認められる場合。
- ③申請者が活動実態のない組織・団体である場合。
- ④申請者が反社会的な行為その他本制度に基づく認証・登録の業務遂行に支障を来す行為を行い、又はその恐れのある組織・団体と想定される場合。
- ⑤その他、格付け認証・登録にふさわしくないと認められる場合。

4-5. 面接及び現地調査の実施における留意点

4-5-1. 面接の実施における留意点

第4条第4-2項の規定にしたがい、面接は、審査委員会によりそれが必要であると判断された場合に、原則格付け認証・登録の前に1回、審査委員会によって行われます。

尚、面接が実施される場合、面接費用を、第17条第17-1項に規定の審査料及び認証・登録料とは別の追加費用として請求致します。

ここで、申請者は、第13条に規定する当該申請の取り下げを行うことにより、面接を拒否することができます。その場合、第13条の規程にしたがい、すでに収められた審査料は返却しません。

4-5-2. 現地調査の実施における留意点

第4条第4-2項の規定にしたがい、現地調査は、審査委員会により必要であると判断された場合に、原則登録確認の前に1回、審査委員会によって行われます。現地調査の実施については、格付け認証事務局より必要な案内を行います。

尚、現地調査が実施される場合、当該現地調査を担当した認証審査委員の当該現地調査に係る出張費、宿泊費及び調査費用等の費用を、第17条第17-1項に規定の審査料及び認証・登録料とは別の追加費用として請求致します。

ここで、申請者は、第13条に規定する当該申請の取り下げを行うことにより、現地調査を拒否することができます。その場合、第13条の規程にしたがい、すでに収められた審査料は返却しません。

5. 登録手続き

5-1. 申請者への通知

審査の結果、審査委員会により、申請者が第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、申請商品等が第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合していると判断された場合、格付け認証事務局はその旨を申請者に通知します。

5-2. 登録手続きのための資料一式の送付

格付け認証事務局は登録手続きのため、格付け登録の登録料（以下、「登録料」という。）に係る請求書及び第10条の規程に係る認証マークの使用規程等を含む資料一式を申請者に送付します。

5-3. 登録料の振込

第5条第5-1項に規定の通知を受けた申請者は、所定の登録料を、振込手数料負担の上、銀行振込にて振り込んでいただきます。尚、登録料の額については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

5-4. 登録日の認定、登録番号の付与及び登録証の発行

当財団は、格付け認証事務局による、登録料の振込の確認をもって、格付け登録の日（以下、「登録日」という。）を認定し、登録番号を付与します。そして、当該登録日及び登録番号が記載された格付け認証・登録証（以下、「登録証」という。）を1つの格付け登録に原則1枚発行します。

6. 不適合の場合の通知

審査の結果、不適合となった場合、格付け認証事務局は、不適合通知書及び不適合理由を申請者に送付します。

7. 認証・登録者の公表

格付け認証・登録により登録証の交付を受けた申請者（以下、「登録者」という。）は、希望により、当財団のホームページ上で登録者名と当該格付け認証・登録を受けた商品及びサービス（以下、「登録商品等」という。）を公表することができます。その場合、登録者は、当該公表に必要な画像データ等を格付け認証事務局の求める様式で提供することとします。

8. 認証の有効期間

格付け認証は、登録日から2年間が有効期間となります。また、第14条第14-1項に規定の更新審査を受けることにより更新できます。更新の場合の有効期限も同様に2年間です。

尚、格付け認証・登録の後、格付け認証における申請者の要件及び認証・登録の基準が修正された場合、当該格付け認証・登録は、上記有効期間中は有効とされ、その更新の時に、上記修正された申請者の要件及び認証・登録の基準に基づき更新審査を受けることとします。

9. 認証・登録の取消し

審査委員会は、登録商品等に関し、当財団に格付け認証・登録の取消しを求めることがあります。その場合、当財団は当該登録商品等に係る格付け認証を取消した上、その格付け登録を取消することができます。

格付け認証・登録の取消し理由及び取消手続きの詳細については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

登録者は、格付け認証・登録に係る取消し理由を克服し、その証拠を明示したうえで、格付け登録の取消しの日から180日を経過した後に、当該登録商品等と同一の商品等について再度の申請を行うことができます。

10. 認証・登録証及び認証マークの使用について

登録者は登録証を掲示し、また、認証マークを使用することができます。認証マークの使用にあたっては、登録商品等が商品である場合、その商品自体又はその商品の包装における使用ができます。また、格付け認証・登録の範囲内で当該登録商品等の広告における使用ができます。ただし、認証マークの使用にあたっては以下を順守してください。

- ①認証マークの商標権、著作権は当財団に属し、登録者はこれを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用許諾することは出来ません。
- ②認証マークの使用に当たっては、認証マークに化体する信用の毀損防止に努めてください。
- ③認証マークの使用については、別途定める「データプレミアム格付け認証・登録マーク」（認証マーク）使用規程を順守してください。

1 1. 非保証・免責事項

当財団は、登録商品等の生産地、提供場所及び質等について、登録の内容の保証責任を負いません。特に当財団は、登録商品等において、第5条第5-1項に規定の認証審査の対象となった科学的エビデンスが、その後の当該商品において再現されることの保証責任を負いません。

また、当財団は、申請者が申告した申請内容及び格付け認証・登録を行った内容について、正確性、適法性、合目的性を保証するものではありません。

さらに、当財団は、使用者が格付け認証・登録を受けたことに基づき認証マークの使用を行うこと、格付け認証・登録を受けたことを当該商品等に表記すること及びその広告に使用することが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではありません。

1 2. 賠償責任等

1 2-1. 賠償責任

当財団は、本制度により格付け認証・登録を行ったこと、又は、申請に対して格付け認証・登録を行わなかったことに起因して、その登録者、又は、その申請者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負いません。

1 2-2. 知的財産権等に関する責任

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権に関する責任、並びに、品質及び安全性に関する責任は、申請者又は登録者が負うものとし、当財団は一切の責任を負いません。

1 2-3. 商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合の責任

申請者及び登録者は、登録商品等の欠陥・瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当財団に迷惑を及ぼさないように処理しなければなりません。

1 2-4. 認証マークの使用等について

申請者及び登録者は、登録商品等の製造、販売及び提供並びに認証マークの使用に際し

て故意又は過失により当財団に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当財団に賠償しなければなりません。

また、申請者及び登録者は、認証マークを自らの責任において使用するものとし、その使用により第三者との間で生じた紛争については、当財団は一切の責任を負いません。

1 2 - 5. 法的措置について

当財団は、前三項の第1 2 - 2項、第1 2 - 3項、第1 2 - 4の規程に違反する者、又は認証マークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとることができます。

1 3. 申請及び認証・登録の取り下げについて

申請者が、自己の都合により、申請の取り下げや、格付け認証・登録を取り消す場合は、書面にて格付け認証事務局へ届けてください。その場合、すでに納められた審査に係る審査料及び格付け認証・登録に係る認証・登録料は返却しません。

1 4. 認証・登録の更新

格付け認証・登録の更新は以下の手順で行います。

- ①登録者は、登録日から2年以内に当財団の審査委員会による更新審査を受けることができます。
- ②更新審査により、第3条第3 - 1項に規定の申請者の要件を満たし且つ第3条第3 - 2項に規定の認証・登録基準に適合していると判断された登録者は、当財団に格付け認証・登録の更新を求めることができます。
- ③格付け認証・登録の更新の詳細及び更新審査の手続きについては、別途規程（日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その3「日本品質・真正品認証・登録の更新について」（以下、「補足その3」という。））を設けることとします。

1 5. 異議及び苦情等について

本制度は、審査に係る判断やその内容等について、異議又は苦情等を一切受け付けません。ただし、審査の結果により不適合となった場合であっても、当該申請者は、不適合理由を克服したうえで、再度の申請が可能です。

また、本制度は、格付け認証・登録の取消しについて、異議又は苦情等を一切受け付けません。ただし、格付け認証・登録が取消された場合であっても、当該登録者であったものは、格付け認証・登録の取消し理由を克服し、その証拠を明示のうえで、格付け認証・登録の取消の日から180日を経過後に、当該登録商品等と同一の商品等について、再度の申請が可能です。

16. 機密の保持等について

格付け認証事務局員のほか当財団内で本制度に関わる者、制度運営委員会の委員並びに審査委員会の委員は、格付け認証・登録に関連しその申請者又は登録者から入手した内部情報（公知でない情報）について、管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、第三者に開示しません。機密保持は格付け認証・登録の期間の終了後、又は第9条に規定する認証・登録の取消し若しくは第13条に規定する認証・登録の取り下げの後も継続します。

ただし、法的要請による場合は申請者又は登録者に事前に通知した上で、情報を開示することがあります。

17. 審査料及び認証・登録料等について

17-1. 審査料及び認証・登録料

審査に係る審査料、及び格付け認証・登録に係る認証・登録料については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

17-2. 更新審査料及び認証・登録料

格付け認証・登録の更新に係る審査料（以下、「更新審査料」という。）及び当該更新に係る認証・登録料については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

17-3. 審査料等の返却

一度支払われた審査料及び認証・登録料（何れも格付け認証・登録の更新に係るものを含む）は、理由を問わず返却しません。

17-4. 複数枚の登録証の希望等

1件の格付け認証・登録に関し、複数枚の登録証を希望する場合、2枚目以降の料金については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

18. 調査協力義務について

申請者は、第4条に規定する審査に当たり、審査委員会や格付け認証事務局が行う調査に協力しなければなりません。

また、登録者は、第9条に規定の認証・登録の取消しに当たり、審査委員会や格付け認証事務局等が行う調査に協力しなければなりません。さらに、登録者は、前記の認証・登録の取消しの場合の他、審査委員会や格付け認証事務局等が当該登録者やその登録商品等について格付け認証・登録に係る調査を行う場合、当該調査に協力しなければなりません。

19. 本実施要領の改廃について

本実施要領の改廃は、当財団の理事会の承認に基づきます。

(2018年12月27日 制定)

データプレミアム格付け認証制度

認証・登録 実施要領 補則 その1

一般財団法人 格付けジャパン研究機構

データプレミアム格付け認証制度（以下、「本制度」という。）では、本制度 認証・登録 実施要領（以下、「実施要領」という。）の以下の規程の詳細に関し、別途規程として、データプレミアム格付け認証制度 認証・登録 実施要領 補則 その1を規定致します。

「10. 認証・登録の取消し」について

審査委員会は、登録者又は登録商品等に関し、以下の①～⑩の取消理由のいずれかに該当することが明らかになった場合、次の手順にしたがい、当該登録者又は登録商品等に係るデータプレミアム格付け認証・登録を取消します。

まず、審査委員会において、登録者又は登録商品等に関する審議を行い、以下の①～⑩の取消理由のいずれかに該当することを確認します。

次いで、上記の審議での確認に基づき、当財団に当該登録者又は登録商品等に係るデータプレミアム格付け認証・登録の取消しを求めます。

その場合、当財団は当該データプレミアム格付け認証を取消した上、当該データプレミアム格付け登録を取消します。

次いで、当財団は、格付け認証事務局による、第6条第6－4項に規定のデータプレミアム格付け認証・登録証の回収を行います。

次いで、登録者におかれては、第11条に規定の認証マークの使用の中止及びデータプレミアム格付け認証・登録の公表の中止を行っていただきます。

そして、当財団は、当財団のホームページ上で、当該登録商品等に係るデータプレミアム格付け認証・登録の取消しを公表します。

登録者は、データプレミアム格付け認証・登録の取消し理由を克服し、その証拠を明示のうえで、データプレミアム格付け登録の取消の日から180日を経過した後に、当該登録商品等と同一の商品等について再度の申請を行うことができます。

取消理由

- ①申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合。
- ②第4条第4－1項に規定の申請者の要件を登録者が満たさなくなった場合。
- ③第4条第4－2項に規定の格付け認証・登録基準に不適合となった場合。
- ④申請者が活動実態の無い状態となるか、又は登録品に係る事業の継続が困難となった場合。

- ⑤申請者が反社会的な行為その他本制度に基づく認証・登録の業務遂行に支障を来す行為を行い、又はその恐れがあると想定される場合。
- ⑥申請者の社会的信用が著しく低下した場合。
- ⑦第11条に規定の認証マークを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用許諾したことが判明した場合。
- ⑧登録商品等の製造、販売及び提供並びに認証マークの使用に際して、故意又は過失により、認証マークに化体する信用を著しく毀損させた場合。
- ⑨その他本実施要領のいずれかの条項に違反した場合。
- ⑩その他登録商品等の製造、販売、提供の継続が不相当であると当財団が認めた場合。

「18. 審査料及び認証・登録料等について」

「18-1. 審査料及び認証・登録料」について

審査料は、400,000円＋消費税とし、認証・登録料（2年分）を200,000円＋消費税とし、合計600,000円＋消費税とします。

尚、審査において、事務局確認、認証審査及び登録確認に係る当初想定の外に、現地調査や極めて特殊な調査等の当初想定外の作業が生じることがあります。その場合、当初想定外の作業を行う者の出張費や宿泊費並びに特別調査料等の費用を、上記審査料及び認証・登録料とは別の追加費用として請求することとします。

「18-2. 更新審査料及び認証・登録料」について

更新審査料は、基本額を400,000円＋消費税とし、更新に係る認証・登録料（2年分）を200,000円＋消費税とし、合計600,000円＋消費税とします。

尚、更新審査においては、審査委員会の判断に基づく現地調査の実施等により、上記更新審査料の基本額の増額がなされることがあります。その結果、更新審査料及び更新に係る認証・登録料は、前記の合計の額から変動する（増額される）ことがあります。

また、更新審査料及び更新に係る認証・登録料については、実施要領18条第18-1項に規定の審査料及び認証・登録料の額が変動した場合、その変動に合わせて減額又は増額されることがあります。

「18-4. 複数枚の登録証の希望等」について

1つのデータプレミアム格付け認証・登録に関して複数枚の認証・登録証を希望する場合における、2枚目以降の料金は、1枚につき40,000円＋消費税となります。

附 則 この規程は、2018年12月27日から施行します。

データプレミアム格付け認証フレームワーク

一般財団法人 格付けジャパン研究機構

データプレミアム格付け認証事務局

<格付け認証事務局>

(構成)

◎認証事務局長

役割) 運営事務を総括

○審査室

・事務局長

役割) ・審査のコーディネート (調整)

・審査のマネジメント (管理)

○企画調査室

・企画調査員

役割) ・申請者申請のコーディネート

・科学的エビデンスを取得可能な
第三者機関等の選定・紹介

○業務室

・事務局長

役割) ・財団業務全般に係る運営事務

・財団のコンプライアンス順守
に係る業務

・幹事会及び幹事の補助業務

データプレミアム格付け認証制度運営委員会

<制度運営委員会>

(構成)

・運営委員長 (制度運営を総括)

・制度運営委員

役割) ・本制度の運営チェック、普及促進計画

・審査基準の策定・見直し

・本制度の規程類、書類の改廃

データプレミアム格付け認証審査委員会

<審査委員会>

(構成)

・審査委員長 (共通) (審査を総括)

・認証審査委員 (共通) (審査)

・主査 (申請毎) (審査、メリットの評価
(ユーザー、社会的))

役割) ・認証・登録の審査

・メリット評価 (ユーザー、社会的)

幹事会

(構成)

・幹事

役割) ・本制度の全国各都道府県での
普及促進

・全国各都道府県における
申請商品、申請サービスの発掘

・メディアへの働きかけ、調整

第三者機関

(役割)

・調査・研究・分析による検証とデータ収集

・認証・登録のための審査に必要な
科学的エビデンスの取得

認証

申請

普及

データプレミアム格付け認証の申請者

・企業、団体

PR

マーケット

消費者

データプレミアム格付け認証制度 審査料等規程に係る補足資料

審査料 400,000円

申請料 50,000円

- ・申請及び受付に係る作業料 (10,000)
- ・契約又は合意書の締結のための事務局作業料 (40,000)

審査料 350,000円

- ・事務局確認費用 (40,000)
- ・認証審査費用 (310,000)
- ・①各審査委員による事前検討・調査費用 (在宅) (60,000)
- ・②事務局の①に対する補助作業料 (20,000)
- ・③審査委員会での審査費用 (事務局費用込み) (180,000)
- ・④審査諸経費及び一般管理費 (50,000)

登録料 200,000円

認証料 100,000円

- ・審査委員会での登録確認費用 (事務局費用込み) (100,000)

登録料 100,000円

- ・登録事務及び登録番号管理、HP掲載管理 (60,000)
- ・登録証作成作業料 (40,000)

マーク使用料 100,000円/年 (更新料50,000/年)